

エステティック事業者各位

消費者庁・経済産業省発 平成25年12月27日付
「消費税率の引上げに伴う特定商取引に関する法律の特定継続的役務提供取引における
書面交付義務についての考え方」のポイントと注意点について

平素より当機構の認証事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今春4月1日からの消費税率の変更に伴い、消費者庁・経済産業省の連名にて表題の文書が公表されました。

つきましては、以下、同文書に関するポイントと注意点に関してご連絡申し上げます。

I ポイント

- 1、特定継続的役務提供契約は特商法42条第2項において消費税額を含む総額を記載した書面を交付することを義務付けている。
- 2、いわゆる改正消費税法により2014年4月1日より消費税率が引き上げられるが、納税義務は役務提供時に成立し、特定継続的役務の場合も原則として役務提供時に納税義務が発生するため増税分の転嫁は同時点で発生する。
(当該ポイントに対する問い合わせは、お近くの税務署へ)
- 3、しかし、特定継続的役務提供契約では役務提供時点が不明確な場合、契約締結時点では転嫁すべき増税分を予測することはできないことが多い。
- 4、ゆえに消費税の増税分を消費者に転嫁する場合は以下の注意を要す。
 - ①2013年10月1日より後(2日以降)契約を締結した場合は、2014年4月1日以後に提供される役務分について、消費税の増税分を転嫁する旨を特商法第42条第2項に基づく書面にて明らかにする必要がある。
 - ②2013年10月1日以前の契約の場合は、消費税の引上げ分を消費者に請求するために消費税の引上げ範囲内で消費者への請求額が変更になるのであれば、通常契約の同一性が失われていると考えられないので上記①などの措置は必要としない。
 - ③上記①及び②の場合でも消費税の引き上げに伴う「支払うべき金銭の額」の変更に關して事前に消費者に十分の説明を行い承諾を得ておくことが望ましい。なお、その時点で中途解約が発生する可能性もあるので特商法に基づく中途解約に関する手続き等の説明も同時に行う必要がある。
- 5、表題の文書は事業者が消費税の増税分を消費者に転嫁する場合における行政の考え方を記載した文書であるので、消費税増税が当該消費者の支払総額に影響を与えない場合は該当しません。

II 消費税の増税分を消費者に転嫁する場合における注意点

- 1、「I ポイント4 ①」に記載されている2013年10月1日は経過していますが、2014年4月1日以降に消費者に対して増税分を転嫁する場合は、すでに契約済みであっても以下の文書を消費者が保持している契約書に追加記載するなどの処置が必要となります。また、今後締結する契約においては、契約書に以下の文書を記載をし消費者にその旨を説明のうえ合意を得ておく必要があります。

以下

法令の改正による消費税率の変動に起因して本契約における支払総額が変動する場合は、変動した差額をお支払いいただく場合があります。

- 2、消費税に対して増税分を転嫁する場合に消費者へ事前にその旨を説明をしなかった時は特商法第44条第2項（重要事実の不告知）に抵触する場合があります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【お問合せ】

認定 日本エステティック機構 事務局
TEL:03-3230-8002
pr@esthe-npo.org